



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けい そう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

先日日曜日は冬に近い寒さかと思うと、月曜日以降一気に気温が上がり、近くのホテルに生えていますバラの花が満開になっていました。今年は気温の寒暖さが激しい上にここ最近また新型コロナ感染者が増加してきています。このあとゴールデンウィークになりますが、予定を立てるのが難しいまま過ぎてしまいそうです。

今回のオリジナルの記事は、「解決金」の意味合いに関する記事・侵害コンテンツをアップロードしたら私用目的でも違法になる場合の注意点に関する記事です。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。



話し合いでの解決の際に多用される「解決金」の意味合いとは？

21.04.19 | オリジナルメルマガ



とある方の金銭問題を巡って、「解決金」名目での支払の話がニュース報道されていましたが、話し合いでの金銭支払においては、この「解決金」という名目で行われることがよく見られます。この「解決金」とはどういった意味合いを持つものか、また受け取った場合の課税はどうかなどについて今回取り上げます。



○「解決金」と「損害賠償金」と他の名目での支払の違いは？

「解決金」という名目での支払は上記のような金銭問題に限らず、離婚や男女トラブルにおける場合も含めて広く用いられるものです。この「解決金」は、和解金的一种として支払われる金銭になります。法的な根拠がある金銭支払をすべて含めて、あるいは法的な根拠は弱い・必ずしもあるとはいえない場合であっても、とりあえず紛争を終わらせるためにお金の支払をするといったときに使われる名目です。

「損害賠償金」という場合であれば、金銭の支払の原因となっている事実が発生した責任を支払う人が負うことを前提とするものになります。ですから、例えば離婚の場合ですと、離婚に至る理由となったことについて有責であるものが他方に支払う場合になります。交通事故の場合であれば、事故が起きた原因となったことに責任を持つ人が被害者に対して支払うときになります。

仮に既に紛争が裁判になっているときには、最終的に話し合いがまとまらない場合には、裁判官が請求について、法的な根拠があるかどうか、証拠から事実を認定した上で判断することになります。その場合、請求された側が全く責任を負わないというのもどうかと思われる反面、証拠がやや不十分、あるいは弱いといったときに、ある程度のラインでお金のやり取りで話をまとめることがあります。このときに使われるのが、この「解決金」という名目になります。

証拠自体はそれなりに揃っている場合でも、判決までとなると時間がかかる一方で、請求されている側もある程度の金員の支払はやむなし、と考えているような場合にも、支払の名目までこだわらないのであれば、この「解決金」という形で和解することもあります。

上記のように「損害賠償金」としての支払ということになれば、支払う側が一定の法的責任があることを認めることになります。請求している方からすると、支払の名目（そもそも責任を認めた上での支払でないと応じない）にこだわることもありますので、その場合にはこの「解決金」という形での和解は難しいでしょう。

「解決金」という名目の場合、このようにあいまいで色が付かない形での支払ということになる分、支払をする側からみても法的責任を明確に認めての支払という訳ではないということから、心理的にも受け入れやすいことが多いといえます。

また、裁判官の判断まで行くと認められるのかが微妙なケースについても、支払をする側がある程度であれば支払ってもよいと考えているときは、「解決金」として支払うということも考えられます。例えば財産分与の際にたまたま問題になることがある、離婚後の生活保障のための財産分与（「扶養的財産分与」といいます）の場合が考えられます。

○「解決金」支払での解決とするときの注意点は？

支払う金額が決まり、いよいよ話し合いで解決をすることになったときに、合意書なり、和解条項を交わすのが通常です。この場合には、必ず「当事者間では本件（他に同じ当事者間で紛争になっている事案がなければ入れないこともあります）に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことをそれぞれ確認する。」あるいは「慰謝料その他金銭の名目如何を問わず、何らの債権債務のないことをそれぞれ確認する。」といった文言を入れなければなりません。これは清算条項といって、和解ないし裁判で合意したときに、当事者間で和解の対象になった権利または法律関係について他に債権があったとして紛争を蒸し返さないようにするために入れる条項です。

「解決金」名目の場合、特にあいまいなため、清算条項を入れておかないと後日別の名目（慰謝料など）で別途請求されることが防げなくなってしまうので、必ず入れるようにしましょう。

もっとも、他にも同じ相手から支払ってもらわなければならないお金などがあるときは、この条項を入れてしまうと請求できなくなってしまうので、注意が必要になります。もし別途話し合いをしなければならない事項があるのであれば、それについては清算条項の対象から外すことになります。

○「解決金」を受け取った場合、課税はどうか？

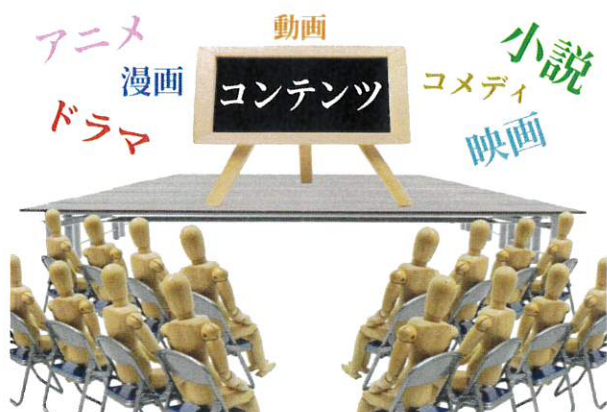
「解決金」という名目での支払の場合、「損害賠償金」などのような法的にみても明確な場合と違って、課税対象になるのかが問題になることがあります。

損害賠償金や財産分与の場合は原則として非課税になります（ただし、損害賠償金については補填として支払われる金額によって課税されることがありますし、財産分与の対象が不動産の場合には課税されるケースがあります）。「解決金」となっている場合は実質的にみてどのような内容で支払がされているかによっての判断になります。

そうすると、名目上「解決金」としての支払でも、実質的にみて損害賠償金といえるものの、損害をはるかに上回る金額とされたときには課税されることがありますので注意が必要です。例えば、実質的にみて財産分与であるとされると、分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他の事情を考慮してもなお多過ぎるといえるときには、その多過ぎる部分に贈与税がかかることになります。

侵害コンテンツをアップロードしたら私的使用目的でも違法に？著作権法改正の注意点

21.04.18 | オリジナルメルマガ



令和2年に成立した著作権法改正ですが、以前写り込みに関する規定の対象範囲の拡大などに関する内容を紹介しました。その後、令和3年1月1日より違法にアップロードされたものとしながらその著作物（侵害コンテンツ）をダウンロードすることについて、私的使用目的でも違法になりうるとの規定が新たに施行されました。そこで、今回はその内容と対応の注意点について取り上げます。



○侵害コンテンツのダウンロードへの対応と今回の改正による変更点は？

これまで、著作権法では、著作権者の許可なく著作物全般についてインターネット上にアップロードする場合は違法、また、違法にアップロードされたもののうち、音楽・映像に関するものについては、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードするのは違法とされていました。

しかし、たとえば、音楽や映像以外の漫画や雑誌などについても、リーチサイトでの違法ダウンロードにより、数百億円～数千億円規模での出版物のタダ読みがされ、作者の漫画家や出版社などに収入や売上減少への影響がみられるとされていました。こうしたサイトは海外も含めて多数あるとされており、対策を講じない限り多くのクリエイターなどに継続的な売り上げ減少などの被害を及ぼすことが懸念されてきました。

その対策として、リーチサイトへの対策とともに、ダウンロードについては音楽・映像以外の著作権全般について拡大するとともに刑事罰についても定めることとなったのです。今回はリーチサイト対策について

は触れず、侵害コンテンツのダウンロードに関する規定について取り上げることとします。

今回の改正点における変更点は以下の通りです。

- ・違法にアップロードされた著作権のダウンロード規制の対象を音楽、映像だけでなく、漫画、書籍、論文、コンピュータプログラムなど著作権全般に拡大する。
- ・私的使用についてはいくつか例外規定が設けられている。規制されるのは違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合に限り（重過失で違法にアップロードされたことを知らなかったときは対象にならず）、一定の場合は規制対象外とする。
- ・刑事罰については特に悪質な場合に限定し、著作権侵害を受けた人が告訴することが必要。

とされました。

○私的使用目的でも違法になるのはどんな場合？

それでは、私的使用目的でも違法になるのはどんな場合でしょうか？具体的には以下の内容が規制から除外される、となっていますので、これらにあたらない場合ということになります。

- ①スクリーンショットを行うにあたり、違法にアップロードされた画像（アニメキャラのアイコンなど）が写り込む場合
- ②軽微な侵害といえる場合
- ③二次創作・パロディのダウンロード
- ④著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合

このうち、②についてはどんな場合に「軽微な侵害」といえるか問題になります。分量については著作物全体の割合からみて、ダウンロードされる分量がごく小さい場合、とされています。具体的には、長文で書かれた論文の1行や数行のダウンロード、数百ページの小説の1ページや数ページなどが挙げられています。実際のところは半分程度を超えると「軽微なもの」とはいえないとされるようです。漫画などは4コマ漫画もありますので、どこまでダウンロードすれば「軽微な侵害」にあたらないといえるか、微妙になると認められるかどうか幅が出てくるものも今後あるでしょう。

また、画質については画質が低く、それだけでは鑑賞に耐えられない荒い画像のダウンロードは「軽微なもの」とされています。これについてもサムネイル画像のダウンロードであれば軽微といえるものの、画質によって判断が微妙になる点が今後出てくるでしょう。

④の著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合、はこれだけではわかりにくい規定です。改正の説明文をみると、国民による正当な情報収集への萎縮防止と、海賊版対策の実効性確保のバランスをとるための規定とされています。そして、利用者側が「不当に害しないと認める特別な事情がある」と立証しなければならないとして、自分が楽しむためだからいいじゃないか、という居直り的な利用を確実に防止するとしています。具体的には、著作物の種類や経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度と、ダウンロードの目的、必要性などを含めた態様から判断することになります。

たとえば、例として有名芸能人のツイッターに、お店のイベント紹介のため、イベント紹介のポスターが無断掲載されている場合、SNS投稿を保存することが挙げられます。この場合、ポスターの作成者が無断掲載を許諾しているとみられる場合には（より広くイベントを知ってほしいと思っている場合）アップロード自体違法とならず、ダウンロードも違法にならないといえます。ですから、こういった場合は著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情あり、といえることになります。

これらについては著作権法30条の私的使用のための複製についての規定のうち、第4号に定められています。実際の条文自体は言い回しが難しかったり規定の仕方が複雑で、非常に読みにくい定めになっています。

刑事罰についても今回の規定で定められています。要件は上の民事での措置で必要とされているもののほか、違法にアップロードされた著作物全般で、正規版が有償で提供されたもの・継続的にまたは反復して行う場合であることとしています。このように特に悪質な行為に限定して罰することとしています。なお、法定刑は2年以下の懲役・200万円以下の罰金です（両方科すこともできるとされています）。

いずれにしても、著作権者の判断により違法であるとして権利行使するか・あるいは刑事罰を求めるか決めることになるので、実際のところ侵害コンテンツをダウンロードしたからといって、ただちに民事上の責任や刑事罰を問われるわけではありません。ただ、以前のように音楽・映像でなければ私的利用目的なら大丈夫、というわけではありませんので、今後は注意する必要があります。

法人税、法人住民税、法人事業税の『法人3税』について解説！

21.03.30 | ビジネス【税務・会計】



事業者が法人登記を行い、事業をスタートさせた時点で、法

人には納税義務が生じます。

法人が納める税金のうち、代表的なものとしてよくあげられるのが、法人税、法人住民税、法人事業税からなる『法人3税』です。

どれも似たような名前の税金ですが、法人税は国税で、残りの2つは地方税という違いがあり、納税先が異なるうえに、税金のかかる対象も変わってきます。

会社を運営していくにあたり、これらの違いをしっかりと理解しておくことが重要です。

今回は、法人3税の基本的な内容について解説します。



法人税の計算方法や申告期限

会社を運営していくうえでは、消費税や固定資産税など、さまざまな税金を納めていかなければなりません。

特に法人3税は、会社が納める税金のなかでも比重が大きく、とても重要な税金です。

法人3税は、**法人税、法人住民税、法人事業税**で構成され、それぞれ性質が異なります。

まず、法人税は、**会社の利益に対して課せられる税金**で、**個人でいうところの所得税に該当**します。

ただし、個人の所得税は所得に応じて税率が変わる累進課税なのに対し、法人税は、一部例外はあるものの、原則的に税率は固定されています。

所得の低い中小企業などには軽減税率が適用され、基本的には法人税率23.2%で計算を行います。

法人税の納税額は、『所得×法人税率』で求めることができます。
ここで注意したいのが、**所得をみちびくための費用の取り扱い**です。

会計上、利益は収益から費用を引いて求めますが、必ずしも、『損金＝費用』ではありません。
費用のなかには、駐車違反の罰金や税金の延滞金など、会社のために使用したお金であっても、損金にならないものもあるからです。

収益から費用を引いたものは『利益』と呼び、税務会計上の所得とは上記のような考え方の違いからズレが生じます。

そのため、税務会計上の所得は、会計上の利益に様々な調整を行うことにより算出されます。
その点に注意し、正しく所得を求めるようにしましょう。

ちなみに、こうして算出された法人税額に基づいて、法人税の申告と納税を行うこととなります。
申告期限は、事業年度が終了した日の翌日から2カ月以内となっているので、忘れずに提出しましょう。

法人住民税と法人事業税は地方税

法人税が国税なのに対し、法人住民税は地方税です。
したがって、会社の事業所がある地方自治体に納税することになります。

法人住民税は個人の住民税と同様に、都道府県民税と市区町村民税に分かれています。
東京23区に事業所がある場合のみ、例外的に都民税として、ひとまとめになります。

法人住民税は、**法人税割と均等割で構成されており、法人税割が法人税額を基礎として課税されるのに対し、均等割は資本金や従業員の数に応じて課税されます。**
つまり、均等割は定額で課税されるため、たとえ赤字によって法人税額が0円だったとしても、納税の義務が発生するのです。

たとえば、東京都の場合は、資本金1,000万円以下で従業員が50人以下の企業の場合、均等割額は7万円です。
1,000万円超から1億円以下で、従業員が50人超の企業であれば、20万円と定められています（いずれも1つの特別区内のみに事務所等を有する法人のケース）。

そして、法人事業税も、法人住民税と同じ地方税です。

そもそも、法人事業税は、**どの会社も事業を行う際に各都道府県の行政サービスを受けているため、その費用を負担するべきという考えに基づいた税金**です。
したがって、納税先は事業所のある都道府県になります。

法人事業税は、『所得×法人事業税率』で求めることができますが、法人事業税率は各自治体の規定によって異なります。

なお、法人事業税は、法人税や法人住民税とは異なり、経費として損金算入ができるという特徴があります。

申告書を提出した事業年度の経費になるので、忘れずに計上してください。

ちなみに、法人住民税と法人事業税の申告書の提出期限も、法人税と同じ、各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内となっています。

これら法人3税は、法人に関する税金のなかでも、もっとも基本的なものです。

実際の申告や納税などは専門家に任せる場合もありますが、知識があるに越したことはありません。

法人を営むうえで、大切な法人3税。

基本的な要素について、いま一度確認しましょう。

※本記事の記載内容は、2021年3月現在の法令・情報等に基づいています。